

# 消防計画

平成 27 年 4 月 1 日

医療法人社団 健仁会 船橋北病院

医療法人社団 健仁会 ひまわり苑

# 船橋北病院及びひまわり苑 消防計画

## 第1 目的及び適用範囲について

### (1) 目的

この計画は消防法第8条第1項に基づき、船橋北病院及びひまわり苑の防火管理についての必要事項を定め、火災・地震・その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

### (2) 適用範囲

この計画で定めたことは、船橋北病院及び生活訓練施設ひまわり苑に勤務し、出入りするものの全ての者が守らなければならない。

## 第2 管理権原者及び防火管理者の責務と権原

### (1) ①管理権原者は、船橋北病院及び生活訓練施設ひまわり苑の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

②管理権原者は、管理的又は監督的立場にあり防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して防火管理業務を行わせなければならない。

③管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

④防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

⑤管理権原者とは、船橋北病院院長である。

### (2) 防火管理者

防火管理者は、全ての権原を持って次に掲げる業務を行う。

①消防計画の作成（変更）

②消火・避難（誘導）訓練の実施及び職員等に対する防災教育の実施

③火災予防上の自主検査の実施と監督

④防火対象物の法定点検の立会い

⑤消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

⑥改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

⑦火気の使用、取扱いの指導、監督

⑧収容人員の適正管理

⑨防火管理業務従事者に対する指導、監督

⑩管理権原者への提案や報告

(3) 防火管理維持の為の書類整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持の為に書類を整備し、保管する。保管場所は事務部で保管。保管年数は5年とする。

第3 防災委員会の設置及び任務について

(1) 防災委員会の設置

業務命令により、主要な部署の職員は甲種防火管理者講習の受講を義務付け、終了者を委員とする防災委員会を設置する。

(2) 防災委員会の任務

防災委員会は委員規定に従い、船橋北病院及びひまわり苑の防災活動を中心となって行う。  
(委員会規定：**別票1**)

第4 消防用設備等（火災予防上）の検査・点検

(1) 日常の火災予防

- ① 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、**別表1『日常の火災予防の担当者と日常の注意事項』**の通りとし、各職員に周知徹底させる。
- ② 別表1は、見やすい場所に掲示する。

(2) 自主的に行う検査・点検

① 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に別けて行う。

ア. 日常的に行う検査は、**別表2『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』・**

**別表3『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』**に基づき、各担当区域の防火担当責任者や火元責任者がチェック又は指導監督の下、各職員に実施させ確認をする。

● 火気関係のチェックは、**毎日1回施錠をする際**に行う。

● 閉鎖障害等のチェックは、**毎日1回施錠開放の際**に行う。

(上記2点を1日の一つのサイクルとして障害物等あった場合は取り除く事)

イ. 定期的に行う検査は、**別表4『自主検査チェック票（定期）』**に基づき、各担当区域の防火責任者や火元責任者がチェックをし、または監督指導の下、各職員に実施させ確認をする。

● 実施時期は、**1月と7月の年2回**とする。

② 消防用設備の自主点検

消防用設備等の法定点検の他に自主点検を実施する。

ア. 自主点検は**別表5『消防用設備等自主点検チェック票』**に基づき各担当区域の防火責任者や火元責任者がチェックし、または監督指導の下、各職員に実施させ確認をする。

● 実施時期は、**1月と7月の年2回**とする。

(3) 点検結果は防火管理者が防災委員会で報告し、不備箇所については改修計画をたて速やかに改修する。

(4) 点検時以外で不備・欠陥部分を発見した場合、直ちに予算措置し改修する。

(5) 防火対象物の法定点検及び消防用設備等の法定点検

① 防火対象物の法定点検

＜1年に1回・10月の点検後、結果報告書を消防署に提出＞

② 消防用設備等の法定点検

＜1年に1回・10月の点検後、結果報告書を消防署に提出＞

③ その他

建築基準法に定める定期調査（建築物定期報告・建築設備定期報告）を行い、建物の維持管理に努めるものとして定期調査実施時も防火管理者は立会う。

＜建築物定期報告は1年に1回・5月に船橋市役所建築指導課に提出する＞

＜建築設備定期報告は2年に1回・5月に船橋市役所建築指導課に提出する＞

昇降機関係の報告は、千葉県昇降機協会を通じて船橋市に提出される。

## 第5 職員が守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 一部の病棟に設置してある通路上のカーテンについては、使用を必要最低限にとどめ、避難障害となることがないように適切に運用する。
- (4) 院内の一部において消火器を事務所内等で管理している区域については、非常時にすぐに対応できる体制を常に整えておくこと。
- (5) 喫煙は指定された場所で行うこと。
- (6) 自主点検の実施。

### 患者が守るべき事項

- (1) 原則として、ライターなど火器類の所持は禁止として、必要な時は病院の貸し出したものを使用する。また、喫煙は指定された場所、指定された時間内で行う事。
- (2) 入院患者については、入院時に、口頭と文書「入院のしおり」にて病院における火器類についての取扱いの説明を必ず受け、それに同意のもと入院したものとする。  
病棟における喫煙については以下のとおりとする。

#### 【開放病棟】

- ・夜間帯に1日3回（1回は30分以内）の喫煙時間を設け、職員付き添いのもと職員が管理するライターで喫煙可とする。夜間帯以外は全面禁煙。

#### 【閉鎖病棟】

- ・1日に数回の喫煙時間を設け、職員付き添いのもと職員が管理するライターで喫煙可とする。深夜帯は全面禁煙。

## 第6 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には可燃物を放置しない。(決められた場所に集積)
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等は施錠する。
- (3) 定期又は不定期に巡回(巡視)する。

## 第7 自衛消防組織等

### (1) 組織の編成

自衛消防組織の編成(警戒宣言が発せられた場合の組織を含む)は、別表6の通りとする。

### (2) 自衛消防活動

各職場で作成してある防災マニュアル(副票2)に従い行動する事。

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

#### ① 通報・連絡

- ア. 火災発生時、各通報連絡担当又は火災を発見した者は初期消火すると同時に火災通報装置(設置部署)や備え付けの固定電話もしくは個人の携帯電話などから『119』番通報する。次いで事務室内線『229(夜間は430)』や周囲に連絡をする。
- イ. 事務室の職員は状況を確認し、放送設備や内線を利用し出火場所や消火・避難誘導などを指示する。
- ウ. 管理権原者、防火管理者が不在の時は、緊急連絡一覧表(別表7)により管権原者、防火管理者へ連絡する。
- エ. 初期消火で鎮火した場合や、小火で消えた場合でも必ず消防機関へ通報する。

#### ② 初期消火

- ア. 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ. 初期消火担当は、近くにある消火器・屋内消火栓設備を用いて消火する。

#### ③ 避難誘導

- ア. 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- イ. 放送設備、拡声器、(夜間は懐中電灯も必要)を利用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ. 避難方向がわかりにくい時は、曲がり角に誘導員が立ち誘導する。
- エ. 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ送れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- オ. 逃げ送れた者がいない事を確認した後、防火戸を閉鎖する。
- カ. 原則としてグラウンドを最終避難場所(本部・救護所)になる。

#### ④ 救出・救護

- ア. 負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして負傷者を速やかに運ぶ事ができるようにする。
- イ. 倒壊現場付近では、消火器・水バケツ等を用意して不測の事態に備える。
- ウ. 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は救出作業が容易な人を優先する。

#### ⑤ 本部

- ア. 緊急連絡一覧表により召集をかける。

イ．入院者や職員の人員把握ならびに負傷者の把握をする。

ウ．統括指揮をとるものは自衛消防隊長になる。

(3) 自衛消防隊の活動範囲

① 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

② 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用し活動する。

## 第8 地震対策

(1) 防災委員は工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障が生じる恐れが無いか日頃から確認する。

(2) 地震発生時、防災委員又は職員は身近にある火気設備器具の使用を停止する。

(3) 避難に当たっては防災マニュアル (**副票2**) に従い、入院者の避難誘導を行う。

## 第9 防災教育

(1) 自主的に避難訓練、消火訓練を年2回（内1回以上は消防機関立会い）実施する。

(2) 火災、地震、昼夜等を想定して訓練を実施する。

(3) 防災映画、ビデオの上映を年1回実施する。

(4) 新入社員を対象に防火管理者が、消防計画や防災に対しての説明をする。

## 第10 防災教育等の実施記録

(1) 防災委員は消防訓練終了後、実施結果について検討を行い **別表8-2**『消防訓練報告書』に記載し、以後の訓練に反映させる。

(2) その他、防災委員会の議事録等を記録として保管する事。

(3) 防災等に関する記録の保管は5年とする

## 第11 管理権原の及ぶ範囲

医療法人社団 健仁会 船橋北病院およびひまわり苑の敷地範囲とする。

(別紙地図参照)

平成27年4月1日作成

以上

# 防災委員会規定

## 第 1 条 (目的)

この委員会は医療法人社団健仁会船橋北病院及びひまわり苑の防火管理業務を中心的に行い、火災・災害等の予防を図るとともに、火災・災害等が発生した場合に、迅速・適切な対応を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

## 第 2 条 (活動)

この委員会は次の活動を行う。

- (1) 訓練の実施
- (2) 防災意識の啓蒙
- (3) 各部署防災マニュアル（火災・災害等発生時の対応）の作成
- (4) 天災（大雨・大雪等）による被災個所の復興支援
- (5) 防犯警報発生時の対応
- (6) その他、防火管理業務に必要な活動

## 第 3 条 (審議)

この委員会は隔月（1. 3. 5. 7. 9. 11 月）で会合を開き、活動の報告及び活動計画について審議・検討する。

必要となれば臨時で委員を召集できる。

## 第 4 条 (委員)

- (1) この委員会は次の職員で構成する。

|        |     |        |
|--------|-----|--------|
| 委員長    | 1 名 |        |
| 医局     | 1 名 |        |
| 看護部門   | 8 名 |        |
| 事務部門   | 1 名 |        |
| 医療相談部門 | 1 名 |        |
| デイケア室  | 1 名 |        |
| 作業療法室  | 1 名 |        |
| 栄養科    | 1 名 |        |
| ひまわり苑  | 1 名 | 計 16 名 |

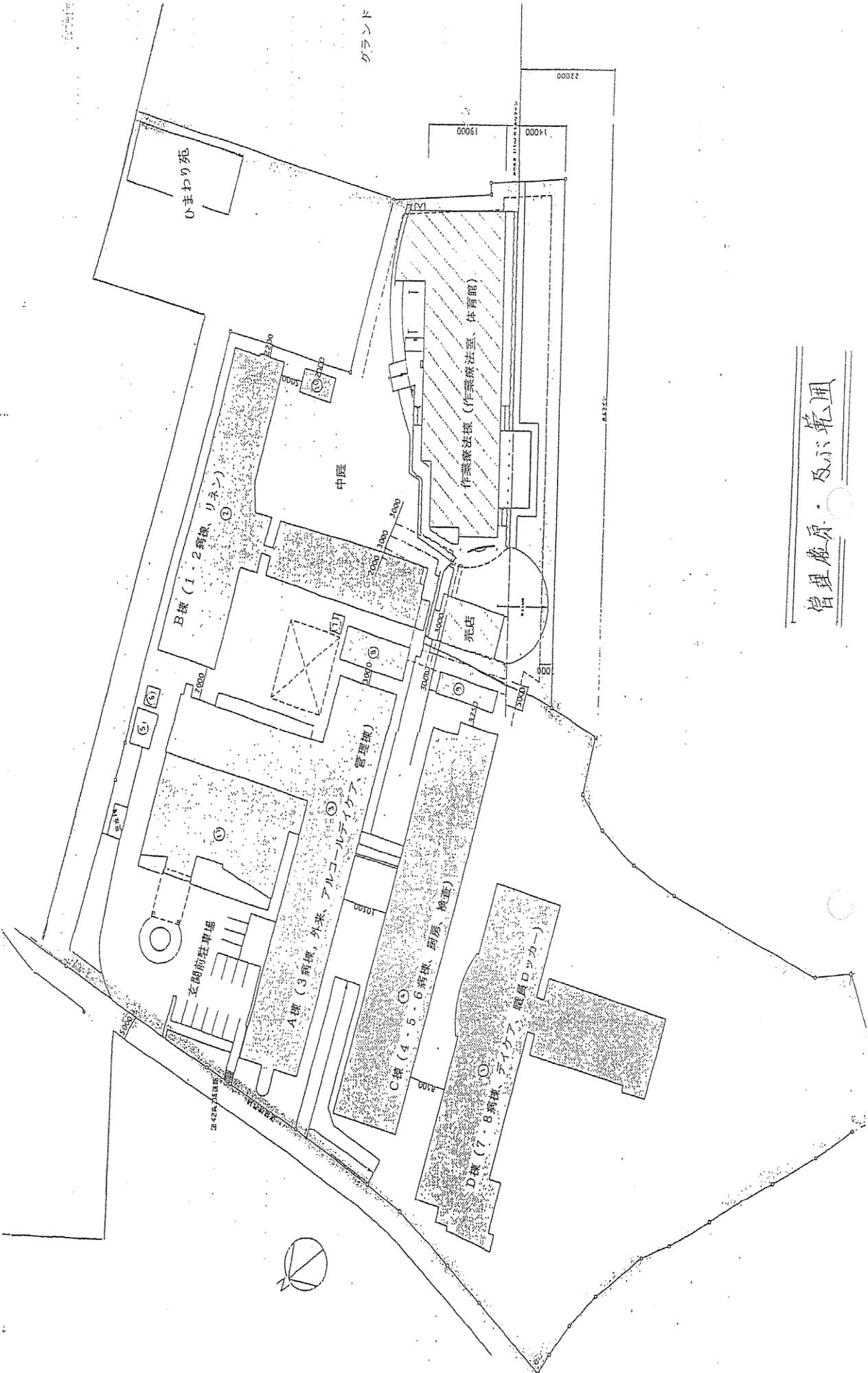
- (2) 委員長は船橋北病院の防火管理者が兼務する。
- (3) 委員は原則として甲種防火管理講習の課程を修了した者で構成する。

## 第 5 条 (防災訓練計画・報告)

第 4 条（1）の活動を行う際は、次に掲げる手順で書類関係を用意し遂行する。

原則として当院の防火管理者の指示に従い、防災対策委員会の各委員が分担して業務を行う事とする。

管理處原・及び範圍





# 防災マニュアル

(全般)

1. 火災発生時の行動規準 まずすべての職場に共通した一般的な行動規準を示す。ただし病棟は多くの患者、特に担送、護送患者を収容している特殊な職場で、患者の安全な避難という重要な使命をおびているので、別個に、より具体的な行動規準を記載した。

(1) 全職場に共通の行動規準

1) 出火場所では

1. 火災発見者は大声で、周囲に「火事だ」と叫んで知らせ、周囲の応援を求める。
2. 火災報知器のボタンを押し、手近の消火器や消火ホースで初期消火にあたる。(火が天井に回っていたら初期消火は無理であるから、火災報知器を押し、患者避難に入る)
3. ナースステーションの電話で入院事務(防火管理者)へ出火場所などを通報する。自動通報がなければ、直ちに消防署へ通報する。
4. 防火責任者(不在時は火元責任者)に通報する。
5. 防火責任者は状況を把握して職員に情報を伝達し、役割を確認の上、初期消火、避難誘導、非常招集の指示を与える。また、消防隊への情報提供をスムーズに行えるよう情報の収集を正確に行う。
6. 患者には、必要があれば正確な情報を伝え、冷静を呼びかける。それとともに、「患者さんは次の指示が出るまで病床を離れないで、貴重品と、タオルを濡らして絞ったものを1枚用意して下さい」と伝える。
7. 危険区域に患者がいる場合は、出火場所から一番離れた非常口より避難させる。
8. 引火性薬品などの危険物を安全な場所へ移し、必ず排煙口の紐を引くなどして換気を行う。

[注意] 以上は一連の行動として行い、順序には関係ない。

9. 病棟など患者がいる部署では避難開始の指示を待ち、その確認を行い、患者避難対策(避難準備リスト)に従い避難開始する。
10. 避難にはエレベーターを使用しない。また、エレベーターに閉じ込められた者がいないか確認をする。
11. 電話は緊急用以外みだりに使用しない。
12. 避難場所の確認を行ってから行動する。

## 2) 出火場所以外の職場では

1. 外部に面した窓・ドアを閉める。
2. 廊下などの通行の妨げになるものを片づける。
3. 電話, エレベーターをみだりに使用しない。
4. 患者には, 必要があれば正確な情報を伝え, 冷静を呼びかける。
5. 各人は自分の職場にとどまり指示を待つ。
6. 職場を離れていた者は, 用が済み次第自分の職場にもどる。
7. 防火管理者(対策本部)からの指示を受けて, 出火場所へ応援に行く。
8. 自衛消防組織表に指定された各班担当者は, 速やかに防火管理者のもとに集合する。

## (2) 休日夜間における行動規準

### 1) 出火病棟(夜勤勤務者のみ)の場合

1. 最寄りの消火器, 消火ホースを使用し, 初期消火につとめる。(火が天井に回っていたら初期消火は無理であるから, 火災報知器を押し, 患者避難に入る)
2. ナースコールにて患者に知らせる。「〇〇〇から出火しましたが, 看護師の指示に従ってください」
3. 患者を出火場所から一番離れた非常口より避難させる。
4. 当日の当直医師, 管理当直は対策本部長(理事長または院長)が到着するまで, 防火管理者を代行する。
5. 院内の応援者が来た場合は, 消火は任せ患者避難態勢に入る。
6. 応援者が駆けつけたら管理当直は「責任番は〇〇です」と大声で名のりをあげ, 応援者を指揮する。
7. 護送・担送患者は応援者に看護師が指示をし, 搬送してもらう。避難は患者避難対策に従い行動する。(誘導員, 最後尾確認者の確認)
8. 避難終了後、看護師は手わけをし, 各部屋に残留者のいないことを確認後, 非常持出し袋を肩にかけ避難する(避難準備リスト)。
9. 看護師は病棟状況を本部へ報告する。

## 2) 出火病棟以外の場合

1. 火災ベルが鳴り、他の病棟からの出火を知ったら、その部署に止まり避難準備をこない、指示を待つ。
2. 自分の部署を離れている場合は、警報が鳴ったら階段を使い、職場にもどり、指示を待つ。
3. 窓およびドアを閉める。
4. 出火の通報は放送を通して自動放送、あるいは院内放送により流される。「患者さんは次の指示が出るまで病床を離れないで、貴重品と、タオルを濡らして絞ったものを1枚用意して下さい」と伝える。
5. 必ず責任番はナースステーションに止まり、何時でも連絡指揮がとれる態勢でいること。他の当直者は出火場所へ急行する。
6. 出火場所へ急行する場合は、消火器・防災用品を携行し、またヘルメットなどを着用する。現場での行動は、初期消火または患者の避難誘導が主であるが、状況により臨機応変に行動する。
7. 避難命令が出たら患者避難対策に示された要領で速やかに避難する。避難経路は別表の避難経路図に示す通りだが、下記の諸点に注意すること。

各非常口のロックを開け、1階まで階段を下りる。ただしこの上下避難は本部の指示によること。この時の避難先を確認する。(雨天などの条件もあるので、最終的に指示された場所が変更されることがある。)

1階で戸惑うことがないようにする。状況によっては被害を受ける恐れのない病棟などを使用する。1階まで下りることが困難な場合は、再度対策本部の指示に従って行動する。

なお避難の際は、・エレベーターは使用しない。・上下避難は本部よりの指示による。・必要に応じロープを使い誘導する。・煙りが充満している時は、身をかがめ、水で濡らし、絞ったタオルを口・鼻にあてて避難する。

## 3) 各病棟の報告事項

火災発生時は昼夜を問わず、避難終了後、下記通り病棟の状況を本部へ報告すること。

### 火災時病棟状況報告書

病床定数

病棟名

報告者

避難収容状況

なお、消火・避難誘導などの具体的方法については、マニュアルを読み、平素より身につけておく。また、職員数が極端に少ないので、職種などにこだわらず、協力して防災活動に当ること。

## 2. 初期消火の注意事項

火を見たら慌てず、何が燃えているか見定める。通常、火はゆっくり燃え広がり、やがて壁などの立ち上がり材を伝って天井へ広がる。この間の数分間が初期消火のチャンスで、火が天井へ回ったら初期消火は困難である。

火災の種類により消火方法が相違する事もあるので、以下に簡単に記す。

### 普通火災

- 水をかける場合：近いところから遠いところに、壁など立ち上がりが燃えている時は、上方から半円をかくように平均的にかける。
- 粉末消火器使用の場合：手前から掃くように火元をよく見定めて消火する。
- 強化液消火器、泡消火器使用の場合：直接火元に向けてかける。

### 電気火災

- 水は一切使ってはならない。
- 電気器具のコンセントを抜くか、安全器のスイッチを切り、感電を防ぐ。
- 電源が切れぬ時は粉末消火器以外使うことはできない。

### 油火災

- 油鍋に火が入った時はすぐ元栓を止めてフタをするか、濡れ雑巾などを入れ油の温度を下げる。
- 火のついた油鍋やフライパンは外へ持ち出したり、水をかけたりしない。
- 粉末消火器：油に向かって手前から掃くように消火する。
- 強化液消火器、泡消火器：直接油面にぶつせず、油面を覆うように消火する。

※初期消火に成功しても、煙等による被害の有無の確認を必ず全職員、

全患者に対して行う。

| 屋間帯       |                                | 火災発生時の担当表       |               |             |              |              |
|-----------|--------------------------------|-----------------|---------------|-------------|--------------|--------------|
|           |                                |                 |               |             |              |              |
|           |                                |                 |               |             |              |              |
|           |                                | 管理棟             | 1～8w          | デイケア        | OT棟          | ひまわり苑        |
| 指揮担当      | 火災等の状況を冷静に判断し、適切な避難経路等の指示を行う。  | 事務長             | 病棟師長<br>(副師長) | 所属長<br>(室長) | 所属長<br>(次席長) | 施設長<br>(責任番) |
| 通報担当      |                                | 外来事務<br>責任者     | リーダー          | 責任番         | 資格者          | 施設長          |
| 初期消火担当    | 指示のもと、消火器、消火栓を使い、火元の確認、消火にあたる。 | 外来事務職員          | 転出入係          | 初期消火係       | 資格者          | 責任番          |
| 避難誘導担当    | 指示のもと、出火場所から一番離れた非常口より避難を行う。   |                 | その他の<br>病棟職員  | その他の<br>職員  | その他の<br>職員   | その他の<br>職員   |
| 救護・消防誘導担当 | 避難時には救急セットを用意する。負傷者の手当て等をする。   | 外来NS・その<br>他の職員 | その他の<br>職員    | その他の<br>職員  | その他の<br>職員   |              |

| 夜間・休日     |                                                   | 火災発生時の担当表 |          |              |
|-----------|---------------------------------------------------|-----------|----------|--------------|
|           |                                                   |           |          |              |
|           |                                                   | 管理棟（OT棟）  | 1～8w     | ひまわり苑        |
| 指揮担当      | 火災等の状況を冷静に判断し、適切な避難経路等の指示を行う。                     | 事務当直者     | 資格者      | 准夜勤<br>（当直者） |
| 通報担当      | 内線「229」へ連絡し、消防署「119」へ通報する。病棟（業務）日誌、参加者一覧表、指示箋を持つ。 | 事務当直者     | 資格者      | 准夜勤<br>（当直者） |
| 初期消火担当    | 指示のもと、消火器、消火栓を使い、火元の確認、消火にあたる。                    | 3w職員      | その他の病棟職員 | 当直者          |
| 避難誘導担当    | 指示のもと、出火場所から一番離れた非常口より避難を行う。                      |           | 資格者      | 当直者          |
| 救護・消防誘導担当 | 避難時には救急セットを用意する。負傷者の手当て等をする。                      |           | その他の職員   | その他の職員       |

# 事務火災時マニュアル No. 1

管理棟、1～6 病棟 火災手順

## ◎火災報知器作動◎

管理棟、1 病棟～6 病棟は連動により同時に警報が鳴ります。7,8 病棟、作業療法棟は鳴りません。



### 1、防災監視盤で発報場所を確認し、発報場所へ連絡、状況確認を要請

防災監視盤を見て、発報場所を確認し連絡する。事務職員は全体情報の把握及び指示を行う為、事務所を離れてはならない。この為、夜間、休日で不在部署の時は発報場所が管理棟内であった場合は 3 病棟に、リネン室付近であった場合は 1 病棟に、検査棟 1 階であった場合は 4 病棟に状況確認を要請する。その他の病棟からの問い合わせについては状況確認中であることを伝えて速やかに切る。



### 2、出火している（火災の場合）

初期消火要請の全館放送。

「只今、○病棟より出火しました。○病棟の患者さんは職員の指示に従い、落ち着いて行動して下さい。各病棟の初期消火班は直ちに火災現場へ応援お願いします」

※休日、時間外は看護師寮、ひまわり苑にも応援要請。



### 3、119 番へ通報（病棟以外出火の場合）

火災発生、病院名、住所、電話番号、出火場所、通報者氏名等、消防署から質問に対しても正確に答える。



### 4、状況把握、連絡

病棟及び外部からの連絡窓口となる。

理事長、事務長、防火管理者、ひまわり苑等への連絡。（非常災害連絡表参照）



### 5、避難開始（初期消火不能の場合）

避難開始の全館放送。**一斉解除ボタン押下。**

「患者さんは職員の指示に従い、落ち着いて避難してください。職員は現場の状況を優先して一時避難場所まで誘導をお願いします」



### 2、出火していない（誤報）

音響スイッチを切る。



### 3、全館放送

昼間は全館放送。夜間は電話で病棟に誤報の連絡。「只今の警報は誤報です。ご安心下さい」



### 4、復旧・点検

※火災報知機**誤報時**の復旧マニュアル参照



# 事務火災時マニュアル No. 2

7,8 病棟、作業療法棟 火災手順

## ◎火災報知器作動◎

7,8 病棟、作業療法棟は連動により警報が鳴ります。管理棟、1～6 病棟は鳴りません。



### 1、副受信機で発報場所を確認し、発報場所へ連絡及び状況確認

副受信機を見て、発報場所を確認し連絡する。事務職員は全体情報の把握及び指示を行う為、事務所を離れてはならないが休日、夜間において作業療法棟、売店から発報した場合は状況確認に行く。その他の休日、夜間不在部署の確認は、7,8 病棟 1 階であった場合は 7 病棟に、7,8 病棟 2 階であった場合は 8 病棟に状況確認を要請する。その他の病棟からの問い合わせについては状況確認中であることを伝えて速やかに切る。



### 2、出火している（火災の場合）

初期消火要請の全館放送。

「只今、○病棟より出火しました。○病棟の患者さんは職員の指示に従い、落ち着いて行動して下さい。各病棟の初期消火班は直ちに火災現場へ応援お願いします」

※休日、時間外は看護師寮、ひまわり苑にも応援要請。



### 3、119 番へ通報（病棟以外出火の場合）

火災発生、病院名、住所、電話番号、出火場所、通報者氏名等、消防署から質問に対しても正確に答える。



### 4、状況把握、連絡

病棟及び外部からの連絡窓口となる。

理事長、事務長、防火管理者、ひまわり苑等への連絡。（非常災害連絡表参照）



### 5、避難開始（初期消火不能の場合）

避難開始の全館放送。**一斉解除ボタン押下。**

「患者さんは職員の指示に従い、落ち着いて避難してください。職員は現場の状況を優先して一時避難場所まで誘導をお願いします」



### 2、出火していない（誤報）

副受信機の音響スイッチを停止させる。



### 3、全館放送

昼間は全館放送。夜間は電話で病棟に誤報の連絡。「只今の警報は誤報です。ご安心下さい」



### 4、復旧・点検

※火災報知機**誤報時**の復旧マニュアル参照

## 休日・夜間 火災時発生時マニュアル(フローチャート)

第一発見者 → もう1人(2人)の勤務者へ伝える。

リーダーが役割を指示

原則として 資格者 → 指揮・通報

上記以外 → 初期消火

指揮・通報 担当

初期消火 担当

- ① 事務当直へ連絡(内線 430)
  - ② 管理当直へ連絡(内線 300)
  - ③ 消防署へ連絡 0 発信 119
- 連絡後もNSに止まり、初期消火の結果を事務当直へ連絡。

事務当直と管理当直が1F事務所へ集合し、出火場所を確認する。

事務当直は3w・7wに応援を依頼する。(放送のため事務所を離れない。)

管理当直は当直医と共に、直ちに現場へ向かう。

3w・7w職員も現場へ

初期消火開始

指揮・通報担当が初期消火の状況を事務当直へ連絡

初期消火により鎮火

消火不可能

事務当直は放送にて全棟へ避難を指示する。一斉開錠の指示。寮へ応援要請

出火病棟は管理当直、応援者と共に患者を避難させる。他の病棟も避難開始

鎮火後も、(上階を含め)全患者に対して煙による被害の有無を確認する。

避難終了後、人員確認と煙等による被害の有無を確認する。

指揮・通報担当が消防職員へ現場状況の報告  
事務当直が消防職員へ全体の避難状況を報告

# 1 病棟火災時マニュアル

## 火災報知器作動



防災監視盤を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する  
(休日、夜間においては、不在となるリネン科付近も含む)



誤報 (出火していない場合)



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
18 ページ参照

初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ連絡し



火災 (出火時)

夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する

※病棟電話 0 発信して 119 番

※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521 番地、船橋北病院です。出火場所は救急搬入口の奥の建物の 1 階にある 1 病棟〇〇側です。」

tel : 047-457-7151

※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をする。

※避難時転出入係は保護室の解錠を行う  
(夜間、休日はリーダー)

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認を行う。

一時避難場所 : 1 病棟中庭

## 2 病棟火災時マニュアル

### 火災報知器作動



防災監視盤を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する



誤報（出火していない場合）



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
18 ページ参照



火災（出火時）



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は救急搬入口の  
奥の建物の 2 階にある 2 病棟〇〇側です。」  
tel : 047-457-7151  
※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
（夜間、休日はリーダー）  
病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。  
一時避難場所：第 3 駐車場

### 3 病棟火災時マニュアル

#### 火災報知器作動



事務所内線 229 へ TEL し発報場所を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する  
(休日、夜間においては、不在となる管理棟内も含む)



誤報 (出火していない場合)



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
20 ページ参照



火災 (出火時)



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は外来入口向か  
って右手の建物の 2 階にある 3 病棟〇〇側です。」  
tel : 047-457-7151  
※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
(夜間、休日はリーダー)

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。 一時避難場所：第 2 駐車場

## 4 病棟火災時マニュアル

火災報知器作動



防災監視盤を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する  
(休日、夜間においては、不在となる検査科、栄養科付近も含む)



誤報 (出火していない場合)



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
20 ページ参照



火災 (出火時)



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は進入通路の坂  
を下ってきて 2 つ目の建物の 2 階にある 4 病棟○  
側です。」 tel : 047-457-7151  
※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
(夜間、休日はリーダー)

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。 一時避難場所：第 2 駐車場

## 5 病棟火災時マニュアル

### 火災報知器作動



4 病棟内線 340 へ TEL し発報場所を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する



誤報（出火していない場合）



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
20 ページ参照



火災（出火時）



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は進入通路の坂  
を下ってきて 2 つ目の建物の 3 階にある 5 病棟○  
○側です。」

tel : 047-457-7151

※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
（夜間、休日はリーダー）

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。 一時避難場所：第 2 駐車場

## 6 病棟火災時マニュアル

### 火災報知器作動



4 病棟内線 340 へ TEL し発報場所を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する



誤報（出火していない場合）



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
20 ページ参照



火災（出火時）



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は進入通路の坂  
を下ってきて 2 つ目の建物の 4 階にある 6 病棟○  
○側です。」

tel : 047-457-7151

※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
（夜間、休日はリーダー）

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。 一時避難場所：第 2 駐車場



## 7 病棟火災時マニュアル

### 火災報知器作動



防災監視盤を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する  
(休日、夜間においては、不在となる 1F 旧ダイケア、1F 女子更衣室も含む)



誤報 (出火していない場合)



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
22 ページ参照



火災 (出火時)



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は進入通路の坂  
を下ってきて 1 つ目の建物の 1 階にある 7 病棟○  
側です。」 tel : 047-457-7151  
※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
(夜間、休日はリーダー)

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。一時避難場所：第 1 駐車場

## 8 病棟火災時マニュアル

### 火災報知器作動



7 病棟内線 370 へ TEL し発報場所を確認する



発報場所が確認できたら現場に行き実際の状況を確認する  
(休日、夜間においては、不在となる 2F 旧ダイケア、2F サロンも含む)



誤報 (出火していない場合)



※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
22 ページ参照



火災 (出火時)



初期消火を行うと同時に事務所内線 229 へ TEL  
し他病棟の応援を依頼する  
夜間帯の場合、管理当直内線 300 へ TEL する

病棟職員は 119 番へ通報する  
※病棟電話 0 発信して 119 番  
※公衆電話 赤ボタンを押して 119 番

「火災が発生しました。場所は、船橋市金堀町 521  
番地、船橋北病院です。出火場所は進入通路の坂  
を下ってきて 1 つ目の建物の 2 階にある 8 病棟○  
側です。」 tel : 047-457-7151  
※その他の質問にも正確に答える。



消火不可能な場合、直ちに避難誘導を開始する。  
一斉開錠ボタンを押し、棟全体の出口を確保する。  
※出火場所から一番離れた非常口から避難をす  
る。

※避難時転出入係は保護室の開錠を行う  
(夜間、休日はリーダー)

病棟日誌を持って一時避難場所へ行き、人員確認  
を行う。一時避難場所：第 1 駐車場

# 栄養科 火災時マニュアル

火災報知機作動



厨房全部火元確認



火災を確認したら、初期消火とともに

消防署(119)へ連絡

事務所(229)へ連絡

早朝(6時～9時)・夜間(17時～19時)

管理当直へ連絡



避難誘導の全館放送を依頼

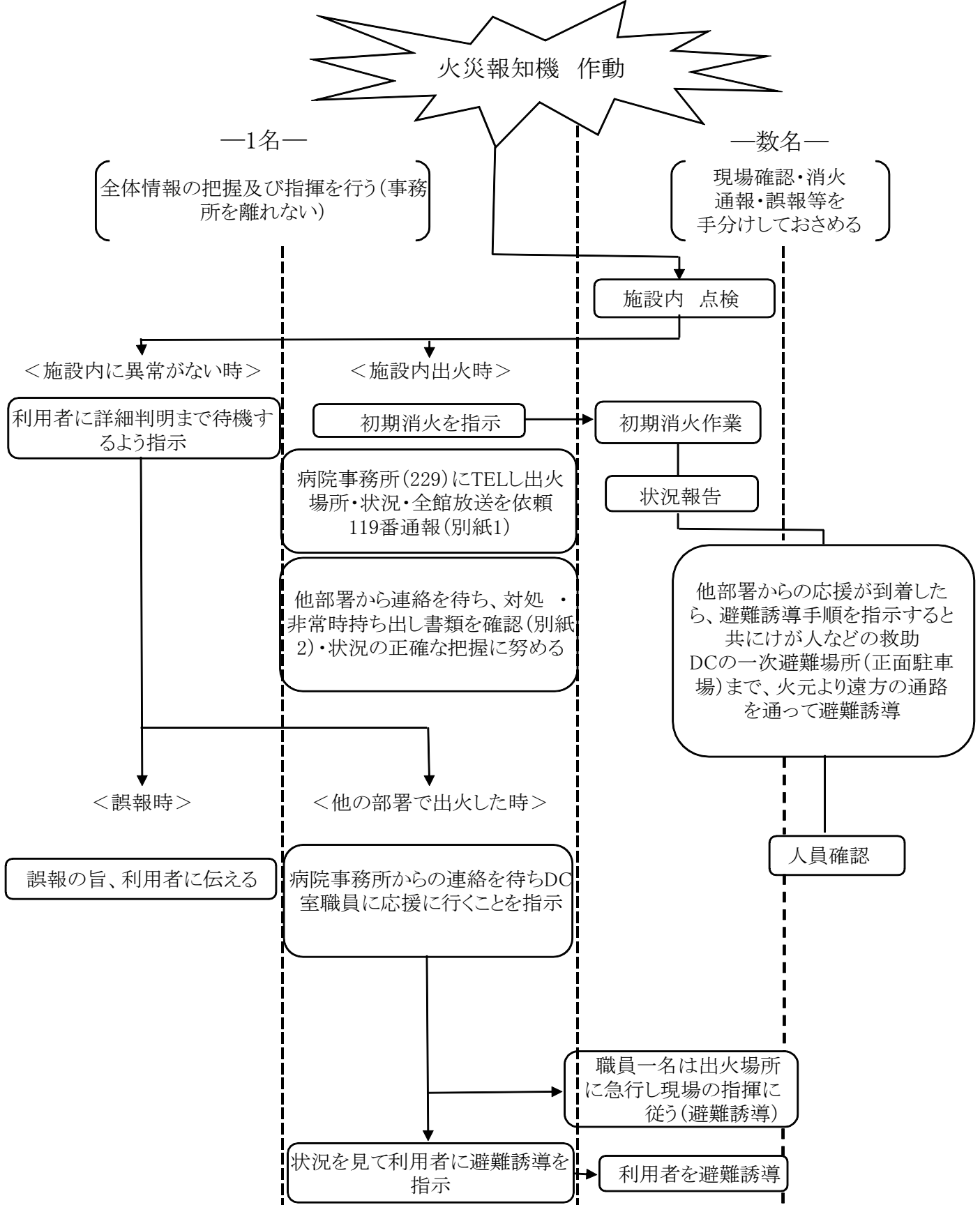
厨房職員は火元より遠方の非常口を使用し、

避難する



人員確認

# ダイケア室 火災発生時対応マニュアル



## (別紙1)119番通報手順

- ①火災であることを告げる
- ②通報者(自分)の氏名、  
病院名、  
病院住所(船橋市金掘町521)、  
電話番号(045-457-7151)
- ③出火場所  
「正面玄関右手建物の1F、デイケア室」  
出火場所を詳しく
- ④その他質問されることに詳しく正確に答える

## (別紙2)非常時持ち出しリスト

業務日誌

実施記録

DC指示箋

# 作業療法室 火災時マニュアル

作業療法棟 火災手順

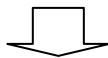
## ◎火災報知器作動◎

7. 8病棟、作業療法棟は連動により警報がなります。管理棟、1～6病棟は鳴りません。



### 1. 副受信機で発報場所を確認し、発報場所へ連絡及び状況確認

副受信機を見て、発報場所を確認し連絡する。事務職員は全体情報の把握及び指示を行うため、事務所を離れてはならないが休日、時間外において作業療法棟から発報した場合は作業療法棟へ情報確認に行く。



#### 2. 出火している

初期消火、避難誘導の全館放送。119番へ通報。

・「只今、〇病棟出火しました。

〇病棟の患者さんは職員の指示に従い、落ち着いて避難してください。各病棟の初期消火班は直ちに火災現場へ応援お願いします」

※ 休日、時間外は看護師寮、ひまわり苑にも応

※ 援要請。

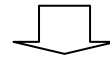
・ 火災発生、病院名、住所、電話番号、出火場所、通報者氏名など、消防署からの質問に対しても正確に答える。



#### 2. 状況把握、連絡

病棟及び外部からの連絡窓口となる事務（内線

229）、理事長、事務長、防火管理者、ひまわり苑などへの連絡。（非常災害招集連絡表参照）



#### 2. 出火していない（誤報）

副受信機の音響スイッチを停止させる。



#### 3. 全館放送

昼間は全館放送。夜間は電話で病棟に誤報の連絡。「只今の警報は誤報です。ご安心下さい。



#### 4. 復旧・点検

※火災報知機誤報時の復旧マニュアル  
8ページ参照

作業療法棟 H27.4

# ひまわり苑 火災時マニュアル

## I. 火災報知器作動

### i) 職員が2人以上いる場合

- ① 火災受信機の地区表示灯で発報場所を確認。
- ② 職員1名は事務室で待機。その他の職員は消火器などをもち発報場所へ急行する。  
状況を確認し、事務で待機している職員へ状況報告をする。

### ii) 職員が1人の場合

- ① 火災受信機の地区表示灯で発報場所を確認。
- ② 消火器などをもち発報場所へ急行し、状況を確認する。



## II. 出火している（火災の場合）

- ① 初期消火を行う
- ② 避難誘導の全館放送を行う  
「ただいま、〇〇より出火しました。  
入所者の皆さんは職員の指示に従い、  
落ち着いて避難して下さい。」
- ③ 船橋北病院（内線229）へ連絡する。  
※当直時間帯（内線430）



## III. 119番へ通報

- ① 火災通報装置の火災通報ボタンを押す。
- ② 消防署からの返信に対し、必要事項を正確に伝える。
  - ・火災を伝え、施設名、住所、電話番号、出火場所、通報者氏名、初期消火の状況、避難状況を説明する。
  - ・その他、消防署からの質問に対しても正確に答える。



## IV. 避難誘導

状況を確認し、避難経路に従って、入所者の避難誘導を行う。



## II. 出火していない（誤報の場合）

音響スイッチを「停止」側に押す。



## III. 全館放送

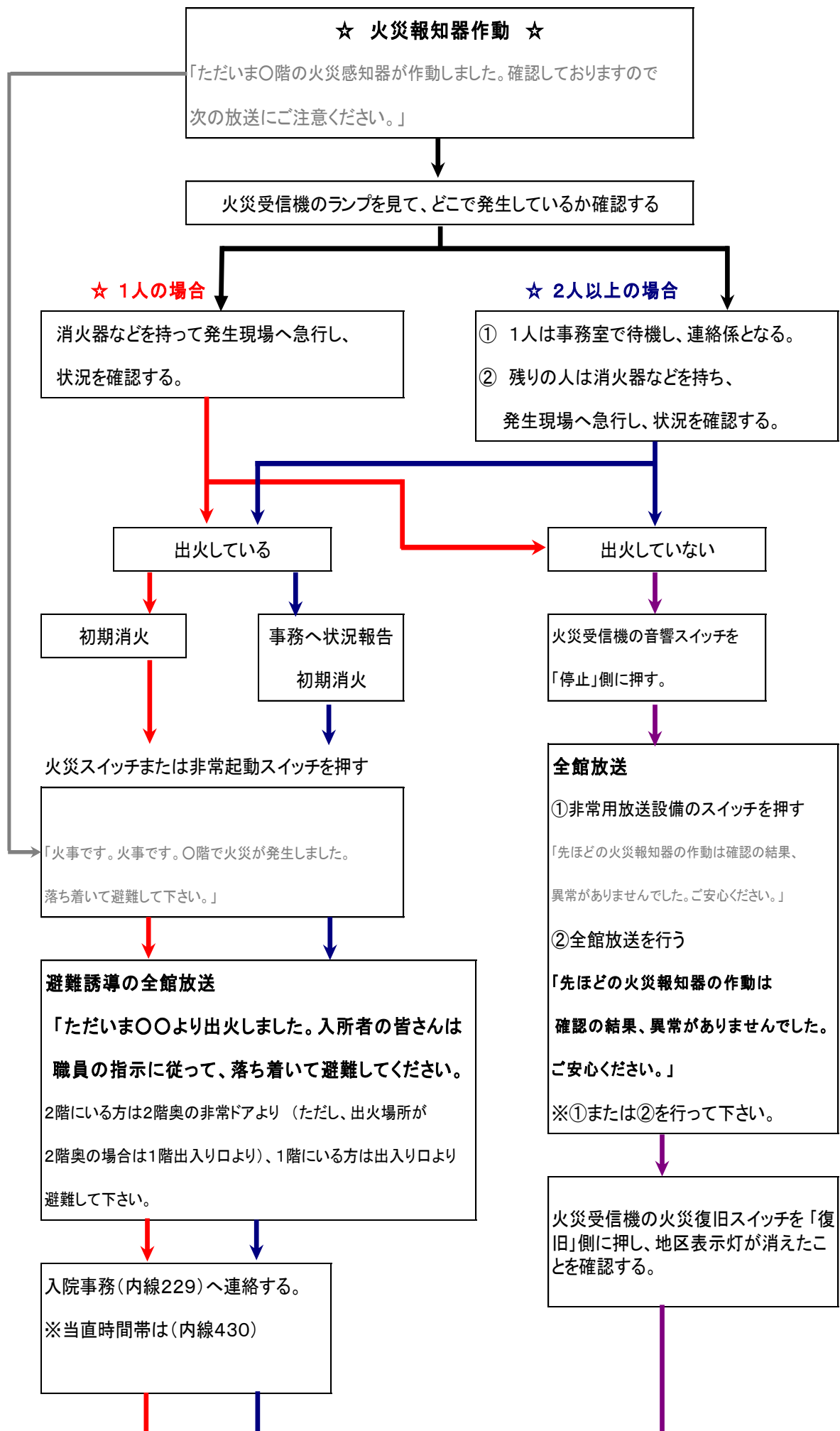
①または②を行う。

- ① 非常用放送設備の非火災スイッチを押す。
- ② 全館放送を行う。  
「先ほどの火災報知器の作動は確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

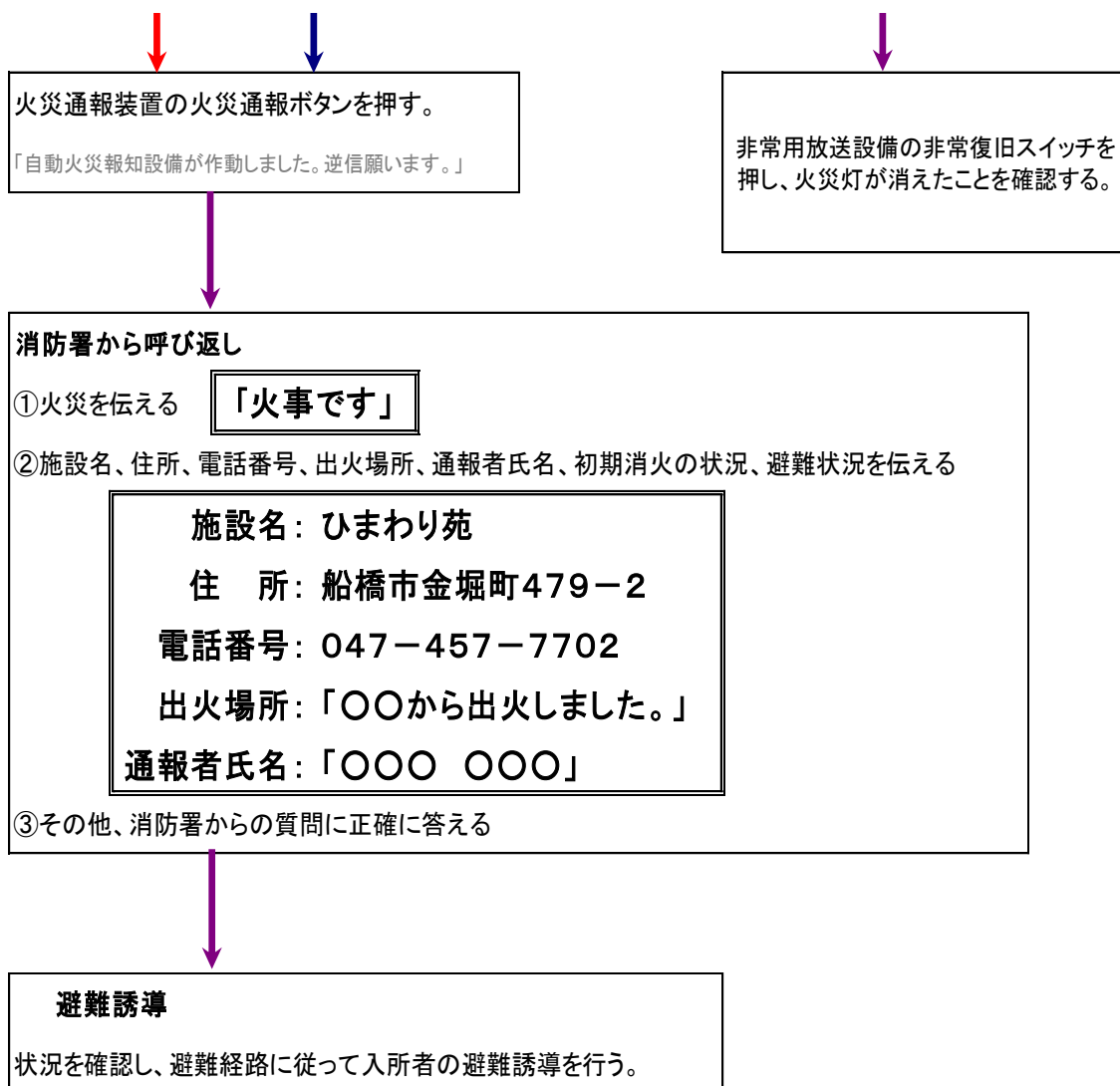


## IV. 復旧

- ① 火災受信機の火災復旧スイッチを「復旧」側に押す。
- ② 非常用放送設備の非常復旧スイッチを押す。







# 火災予防・防災についての資料

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

平成22年9月1日

別表1

| 船橋北病院防火管理者 |             |       |       | 事務部防火管理者取得者   |               |       |         |
|------------|-------------|-------|-------|---------------|---------------|-------|---------|
| 防火担当責任者    |             | 火元責任者 |       | 防火担当責任者       |               | 火元責任者 |         |
| 担当区域       | 氏名          | 担当区域  | 氏名    | 担当区域          | 氏名            | 担当区域  | 氏名      |
| 管理棟2階フロア   | 事務部防火管理者取得者 | 同左    | 事務部   | 4病棟           | 4病棟防火管理者取得者   | 同左    | 師長      |
| 管理棟1階フロア   | 医事課防火管理者取得者 | 同左    | 医事課主任 | 5病棟           | 5病棟防火管理者取得者   | 同左    | 師長      |
| 1病棟        | 1病棟防火管理者取得者 | 同左    | 師長    | 6病棟           | 6病棟防火管理者取得者   | 同左    | 師長      |
| 2病棟        | 2病棟防火管理者取得者 | 同左    | 師長    | 7病棟           | 7病棟防火管理者取得者   | 同左    | 師長      |
| 3病棟1階フロア   | 相談部防火管理者取得者 | 同左    | 相談室部長 | 8病棟           | 8病棟防火管理者取得者   | 同左    | 師長      |
| 3病棟        | 3病棟防火管理者取得者 | 同左    | 師長    | 7・8病棟<br>デイクア | デイクア防火管理者取得者  | 同左    | 相談室部長   |
| 栄養課        | 栄養科防火管理者取得者 | 同左    | 栄養科主任 | 作業療法棟         | 作業療法室責任者      | 同左    | 作業療法室主任 |
| 検査フロア      | 検査課責任者      | 同左    | 検査課主任 | ひまわり苑         | ひまわり苑防火管理者取得者 | 同左    | 施設長     |

| 担 当 者 の 任 務 |                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防火管理者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の防火管理業務の統括責任者</li> <li>・防火担当責任者と火元責任者に対して指導監督を行う</li> </ul>                              |
| 防火担当責任者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者の講習を受けた有資格者もしくは所属長が担当区域の火災予防について責任を持ち、火元責任者に対して指導監督を行う</li> <li>・防火管理者の補佐を行う</li> </ul> |
| 火元責任者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」に基づき日常チェックを実施又は指導監督の下、各職員に実施させ確認する</li> </ul>                       |

| 担 当 区 域 に つ い て |                                         |           |                            |
|-----------------|-----------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 管理棟2階フロア        | 2階事務室・研修室・医局・ゴミ置き場<br>2階職員喫煙室・管理棟屋上・売店  | 4病棟       | 病棟<br>(ボイラー点火責任番でボイラー室)    |
| 管理棟1階フロア        | 外来事務室・薬局・外来・発電室<br>ポンプ室・ボンベ室・重油タンク・レク倉庫 | 5病棟       | 病棟<br>(ボイラー点火責任番でボイラー室)    |
| 1病棟             | 病棟・リネン室・ボイラー室                           | 6病棟       | 病棟・屋上<br>(ボイラー点火責任番でボイラー室) |
| 2病棟             | 病棟・屋上                                   | 7病棟       | 病棟・ボイラー室                   |
| 3病棟1階フロア        | ALデイ・一休<br>相談室・その他の部屋                   | 8病棟       | 病棟・屋上                      |
| 3病棟             | 病棟・3階浴室・屋上<br>ボイラー室                     | 7・8病棟デイクア | デイクア1階・2階                  |
| 栄養課フロア          | 栄養課                                     | 作業療法棟     | 作業療法室・体育館                  |
| 検査フロア           | 検査室・喫煙室・営繕室・その他の部屋                      | ひまわり苑     | ひまわり苑                      |

## 従 業 員 等 の 注 意 事 項

- 1 消火器、屋内消火器などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺  
には物品を置かない事。
- 2 排煙口のスイッチ版の前には障害となる物品を置かない事。
- 3 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かない事。
- 4 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かない事。
- 5 休憩室、事務室、勤務室などから出る人は、必ず火の始末をする事。
- 6 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙する事。
- 7 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かない事。
- 8 危険物品等を使用する時は、防火管理者の承認を得る事。
- 9 異常事態が発生した時は、必ず防火管理者に報告する事。
- 10 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認する他、吸殻は水入り容器に入れる  
などして処分する事。
- 11 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボールなど燃えやすいものは、決められた場所  
に時間帯を決めて出す事。
- 12 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠する事。
- 13 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任持って管理する事。
- 14 その他  
(1)入院患者や入居者や来院者等には、喫煙場所以外では喫煙させない事。  
(2)施設内で生活訓練、職業訓練に伴う火気設備器具を使用する場合は、職員による  
作業中の巡視、作業終了後の火気点検を実施する事。

管理権限者  
院長 南 雅之

自主検査チェック票(日常)「火気関係」

別表2

| 火元責任者 |    | 担当区域 (実施場所)           |                      |                        |        | 月     |              |                |                          |            |
|-------|----|-----------------------|----------------------|------------------------|--------|-------|--------------|----------------|--------------------------|------------|
| 日     | 曜日 | 実 施 項 目               |                      |                        |        |       |              |                |                          | 点検<br>実施者名 |
|       |    | ガス器具の<br>ホース<br>老化・損傷 | 電気器具の<br>配線<br>老化・損傷 | 火気設備<br>器具の設置<br>・使用状況 | ライター点検 | 吸殻の処理 | 倉庫等の<br>施錠確認 | 日勤終業時<br>火気の確認 | トイレ流し場<br>等共有部分<br>の火気確認 |            |
| 1     | 火  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 2     | 水  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 3     | 木  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 4     | 金  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 5     | 土  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 6     | 日  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 7     | 月  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 8     | 火  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 9     | 水  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 10    | 木  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 11    | 金  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 12    | 土  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 13    | 日  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 14    | 月  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 15    | 火  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 16    | 水  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 17    | 木  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 18    | 金  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 19    | 土  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 20    | 日  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 21    | 月  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 22    | 火  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 23    | 水  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 24    | 木  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 25    | 金  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 26    | 土  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 27    | 日  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 28    | 月  |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 29    |    |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 30    |    |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |
| 31    |    |                       |                      |                        |        |       |              |                |                          |            |

(凡例) ○→良      ×→不備      △→即時改修  
\* 毎日、施錠をする際にチェックします。

|         |  |
|---------|--|
| 担当区域    |  |
| 防火管理者確認 |  |
| 船橋北病院   |  |
| 防火管理者確認 |  |

自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害」

|       |  |                |  |   |
|-------|--|----------------|--|---|
| 火元責任者 |  | 担当区域<br>(実施場所) |  | 月 |
|-------|--|----------------|--|---|

\* 毎日、1回施錠開放の際にチェック。  
\* (凡例)○→良    ×→不備    △→即時改修

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 別表3             |                  |
| 担当区域<br>防火管理者確認 | 船橋北病院<br>防火管理者確認 |
|                 |                  |

| 実施項目 | 避難障害 |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  | 閉鎖障害 |  |  |  | 操作障害等 |  |  |  |     |  | 備考 | 実施者 |             |
|------|------|--|--|--|--------|--|--|--|----|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|-----|--|----|-----|-------------|
|      | 避難口  |  |  |  | 廊下避難通路 |  |  |  | 階段 |  |  |  | 防火戸  |  |  |  | 屋内消火栓 |  |  |  | 自火報 |  |    |     |             |
| 確認箇所 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     | * 不備の内容記入 * |
| 日曜日  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 1 火  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 2 水  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 3 木  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 4 金  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 5 土  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 6 日  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 7 月  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 8 火  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 9 水  |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 10 木 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 11 金 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 12 土 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 13 日 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 14 月 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 15 火 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 16 水 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 17 木 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 18 金 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 19 土 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 20 日 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 21 月 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 22 火 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 23 水 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 24 木 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 25 金 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 26 土 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 27 日 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 28 月 |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 29   |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 30   |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |
| 31   |      |  |  |  |        |  |  |  |    |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |     |  |    |     |             |

# 自主検査チェック票(定期)

\* 年2回(1月・8月)チェックします。

別表4

| 検査実施日 | 担当区域(実施場所) | 検査実施者名 | 担当区域    | 船橋北病院   |
|-------|------------|--------|---------|---------|
| 年 月 日 |            |        | 防火管理者確認 | 防火管理者確認 |

| 実施項目及び確認箇所      |                                                                                                                                                                                                       |  | 検査結果 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|
| 建物構造            | (1) 基礎部<br>上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。                                                                                                                                                           |  |      |
|                 | (2) 柱・はり・壁・床<br>コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。                                                                                                                                                            |  |      |
|                 | (3) 天井<br>仕上材に剥落・落下の恐れのあるたるみ・ひび割れ等はないか。                                                                                                                                                               |  |      |
|                 | (4) 窓枠・サッシ・ガラス<br>窓枠・サッシ等には、ガラス等などの落下、または枠自体のはずれの恐れのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。                                                                                                                              |  |      |
|                 | (5) 外壁・ひさし・パラペット<br>貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、剥落・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。                                                                                                                                 |  |      |
| 避難施設・防火設備       | (1) 避難通路<br>①避難通路の幅員が確保されているか。<br>②避難上支障となる物品等を置いていないか。                                                                                                                                               |  |      |
|                 | (2) 階段<br>階段室に物品が置かれていないか。                                                                                                                                                                            |  |      |
|                 | (3) 避難階の避難口または防火戸<br>①扉の開放方向は避難上支障ないか。<br>②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。<br>③避難階段や屋外等に通ずる出入口付近に物品その他の障害物はないか。<br>④防火戸の近くに障害となる物品が置いてないか。<br>⑤防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。                                              |  |      |
|                 | (1) 厨房設備・ガスコンロ・湯沸し器<br>①可燃物品からの保有距離は適正か。<br>②ガス配管は亀裂、老化、損傷してないか。<br>③ガス漏れ警報機が床上30cm以内の所に正しく設置されているか。<br>④燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。<br>⑤油脂分を発生する器具の天蓋・グリスフィルターは清掃されているか。<br>⑥排気ダクトの損傷・劣化はないか。また、清掃されているか |  |      |
|                 | (2) ガスストーブ・石油ストーブ<br>①火気周囲は整理整頓されているか。<br>②自動消火装置は適正に機能するか。                                                                                                                                           |  |      |
| 電気設備            | (1) 電気器具<br>①タコ足の接続を行っていないか。<br>②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。<br>③漏電している箇所がないか。                                                                                                                          |  |      |
|                 | (1) 少量危険物貯蔵取扱所<br>①標識は掲げられているか、掲示板(類別・数量)には正しく記載されているか。<br>②換気設備は適正に機能しているか。<br>③整理清掃状況は適正か。<br>④危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。<br>⑤屋内タンク、地下タンクに亀裂等はないか。                                                          |  |      |
| (管理棟1・2階のみチェック) | (2) 指定可燃物貯蔵取扱所<br>①標識は掲げられているか。<br>②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。<br>③集積の整理整頓の状況はよい。                                                                                                                                |  |      |

(凡例) ○→良    ×→不備    △→即時改修

消防用設備自主検査チェック票(定期)

\* 年2回(1月・8月)チェックします。

別表5

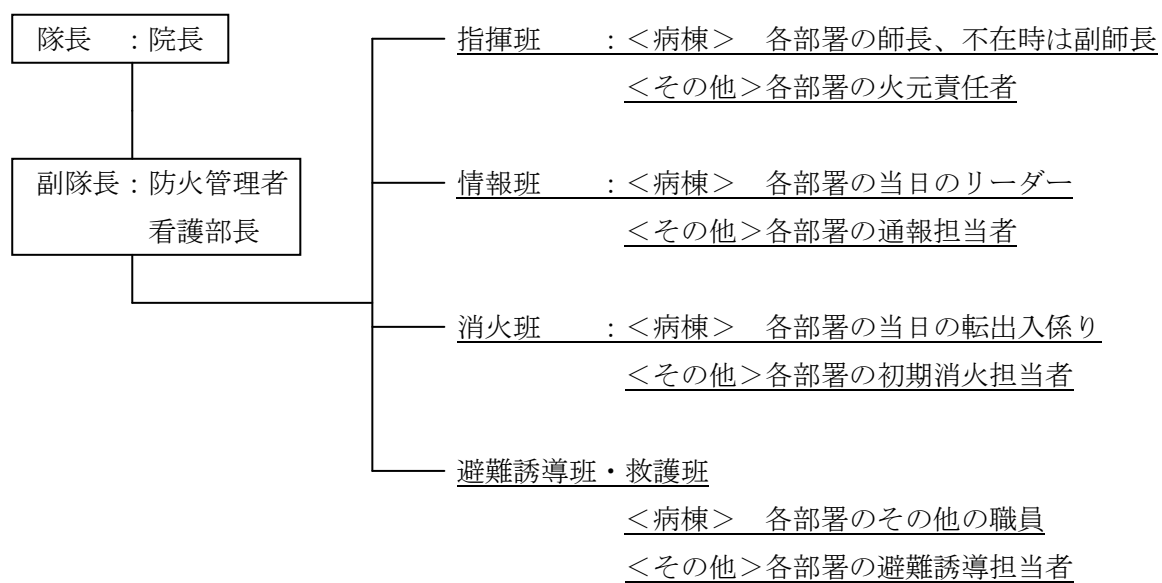
| 検査実施日 | 担当区域(実施場所) | 検査実施者名 | 担当区域    | 船橋北病院   |
|-------|------------|--------|---------|---------|
| 年 月 日 |            |        | 防火管理者確認 | 防火管理者確認 |

| 実施設備                       | 確認箇所                            | 点検結果 |
|----------------------------|---------------------------------|------|
| 消火器                        | (1) 設置場所に置いてあるか。                |      |
|                            | (2) 消化薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。      |      |
|                            | (3) 安全栓が外れていないか。                |      |
|                            | (4) ホースに変形、損傷、腐食がなく、内部に詰まりがないか。 |      |
| 屋内消化栓設備                    | (1) 使用上の障害となる物品はないか。            |      |
|                            | (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。             |      |
|                            | (3) ホース・ノズルが接続され、変形、損傷はないか。     |      |
|                            | (4) 表示灯は点灯しているか。                |      |
| スプリンクラー設備<br>(4～6病棟のみチェック) | (1) 散水の障害はないか。(物品の集積等)          |      |
|                            | (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。     |      |
|                            | (3) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。      |      |
|                            | (4) 制御弁は閉鎖されていないか。              |      |
| 非常ベル                       | (1) 表示灯は点灯しているか。                |      |
|                            | (2) 操作上障害となる物がないか。              |      |
|                            | (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落はないか。  |      |
| 誘導灯                        | (1) 改装等により設置位置が不適正になっていないか。     |      |
|                            | (2) 誘導灯の周囲には視認障害となるようなものはないか。   |      |
|                            | (3) 表示面や外箱は変形、損傷、脱落、破損等がなく適正に   |      |
|                            | (4) 取り付けられている状態であるか。            |      |
|                            | (5) 不点灯、ちらつき等がないか。              |      |
| 自動火災報知器                    | (1) 用途変更、間仕切りにより未警戒部分がないか。      |      |
|                            | (2) 感知器の破損、変形、脱落はないか。           |      |
| 館内放送設備<br>及び防災監視盤          | (1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正かどうか。      |      |
|                            | (2) 電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。       |      |
|                            | (3) 放送ができるかどうか確認する。             |      |
|                            | (4) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。     |      |
| その他                        |                                 |      |
|                            |                                 |      |
|                            |                                 |      |
|                            |                                 |      |
|                            |                                 |      |
|                            |                                 |      |
|                            |                                 |      |
|                            |                                 |      |

(凡例) ○→良      ×→不備      △→即時改修



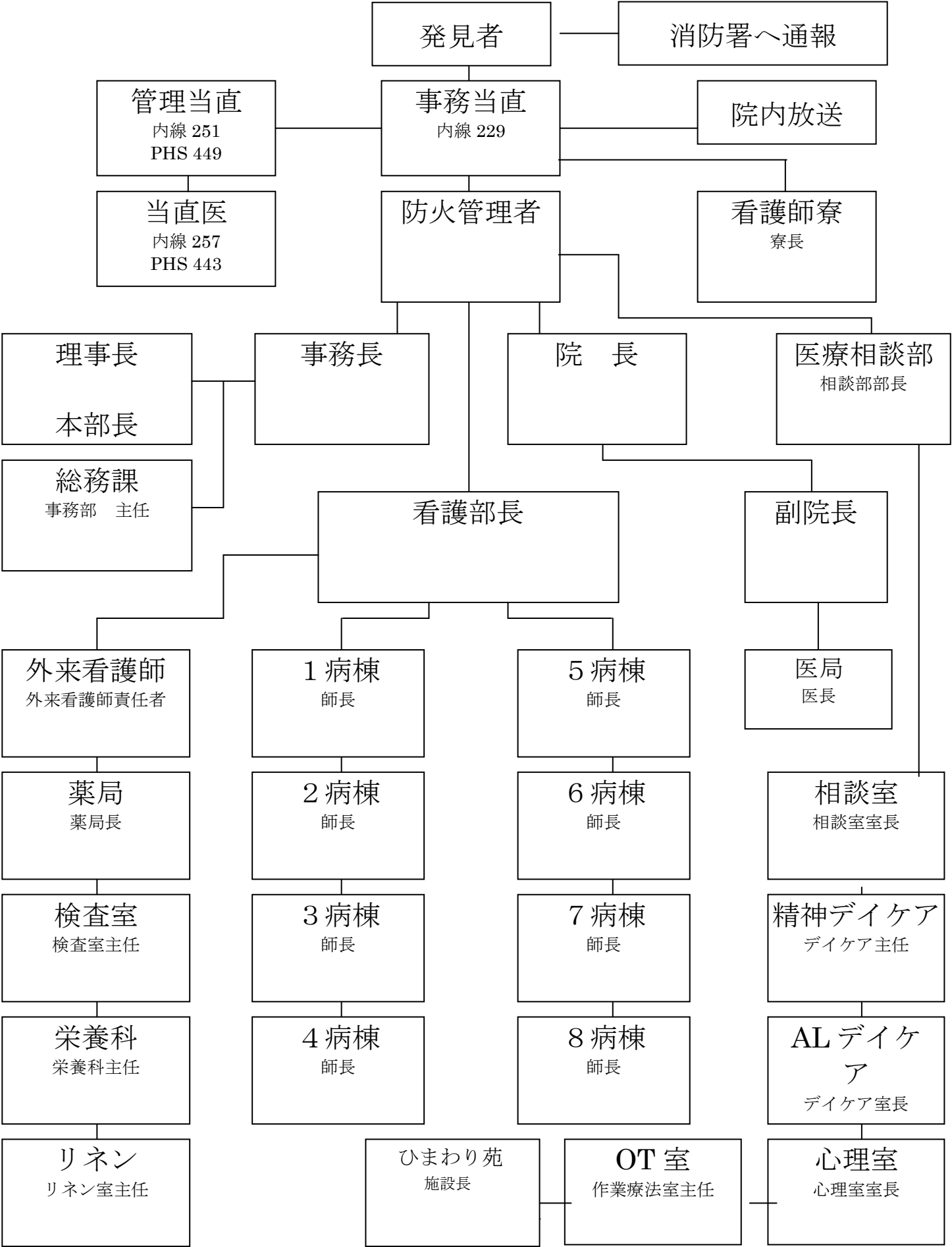
## 自衛消防組織図



# 夜間・休日非常災害召集連絡表

## 別表 7

平成 27 年 4 月 1 日



|    |     |      |
|----|-----|------|
| 院長 | 事務長 | 看護部長 |
| 印  | 印   | 印    |

## 消防訓練企画書

消防訓練（避難訓練及び、消火栓・消火器取り扱い訓練）を  
下記の通りに行いたいと思います。

訓練内容

.....

実施日

年

月

日

曜日

.....

午後

～

.....

雨天時

雨天決行（雨天時避難場所：体育館）

対象となる病棟・または施設

.....

備考

.....

記入者

印

\_\_\_\_\_

船橋北病院

# 消防訓練報告書

別表8-2

消防訓練実施日

平成

年

月

日

記入者

印

[illegible]

船橋北病院

# 消火器設置場所と避難ルート